

第 1 1 期 第 2 回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2021年8月25日（水）午後2時開会
場 所：市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第11期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、障がい保健福祉部長の大谷からご挨拶を申し上げます。

○大谷障がい保健福祉部長 皆様、こんにちは。

障がい保健福祉部長の大谷でございます。今年5月25日に前任の竹村から引き継ぎまして、着任いたしました。よろしくお願いいたします。

第11期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和元年9月から始まりました第11期の委員の皆様任期は、今月いっぱいをもって満了となります。任期中は、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しと、前期に引き続き、公共的施設のバリアフリーの推進という大きく二つのテーマに取り組んでいただきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がございまして、会議の開催に当たりましては、皆様にご不便をおかけしたことも多々あったかと思えます。委員の皆様方には、部会などにおきまして、熱心なご議論をいただき、また、貴重なご意見を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

本日は、第11期の締めくくりの全体会議ですので、何とぞ、活発なご意見とご議論をいただければと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 本日は、事務局として障がい福祉課の職員が出席するほか、各議題に関する所管部局として、まちづくり政策局交通計画課、建設局道路課、スポーツ局施設課の職員が出席しております。

それでは、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

○事務局（干場事業計画担当係長） 本日は、浅香委員、上野委員、木下委員、斉藤委員、長田委員、中ノ殿委員の6名から欠席のご連絡をいただいております。皆様のお手元の次第の裏側の委員名簿に出欠状況を記載しておりますが、浅香委員と木下委員の部分が変更になっております。

本会議の委員数は23名であり、うち17名のご出席をいただいております。

出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、第1回の会議から新たに委員になられ

た3名の方をご紹介させていただきます。

次第の裏面の名簿をご覧ください。

お名前を読み上げますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

令和2年6月19日から就任いただいております札幌学院大学の中村裕子委員です。

○中村委員 札幌学院大学の中村と申します。

お世話になっております。よろしく願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 同じく、令和2年6月19日から就任いただいております札幌ハイヤー協会の畑中雅嗣委員です。

○畑中委員 札幌ハイヤー協会の畑中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 今年7月7日より就任いただいております札幌市社会福祉協議会の常務理事の菱谷雅之委員です。

○菱谷委員 社会福祉協議会常務理事の菱谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

2. 議 事

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、議題に入ります。

本日は、事前に次第でお示ししておりますとおり、各部会から活動報告をいただき、それについて皆様に審議していただきます。その後、福祉のまちづくり推進のための取組について、障がい保健福祉部で新たに開始した事業についてご報告させていただきます。

それでは、ここからの進行は、石橋会長にお願いしたいと思います。

石橋会長、よろしく願いいたします。

○石橋会長 皆様、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました石橋です。よろしく願いいたします。

第11期の福祉のまちづくり推進会議の委員の任期は今月末までとなりますので、本日は、2年間にわたり二つの部会で議論された内容を報告していただき、全体で再確認したいと考えております。

まず、この2年間の推進会議の開催状況について、事務局から概要を説明していただいから、各部会での審議状況を確認したいと思います。

それでは、事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 障がい保健福祉部事業計画担当係長の干場と申します。よろしく願いいたします。

私から、この2年間の開催状況をご説明いたします。

資料1をご覧ください。

審議内容は、後ほど、議題に入ってから詳しくご説明いたしますので、ここでは概略のみをお伝えいたします。

まず、第11期の委員の任期は、令和元年9月からの2年間でございます。

第1回の全体会議は、令和元年12月23日に開催しております。ここでは、会長、副会長を選出するとともに、ハード面のバリアフリーと新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しの二つを第11期の検討事項として、二つの部会を設置することを確認いたしました。

部会の活動の方向性といたしまして、（仮称）公共的施設のバリアフリー部会では、バリアフリーチェックの実施と、第10期からの活動を継続し、整備事例集を作成すること、（仮称）新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る検討部会では、バリアフリー法の改正や札幌市の現状を踏まえ、見直しを行うこと、それぞれを確認しております。

次に、各部会の活動の概要です。

公共的施設のバリアフリー部会ですが、全3回の部会とバリアフリーチェックは、全て書面により開催いたしました。第1回は昨年8月、第2回は今年2月に開催し、エレベーターの整備事例集について検討を進めました。また、今年3月にモエレ沼公園の野球場のバリアフリーチェックを実施し、7月21日の第3回の部会において、バリアフリーチェックの実施状況とエレベーター整備事例集の最終案について確認しております。

資料の裏面になります。

第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会は、昨年2月から今年7月までで計5回開催し、昨年8月にはフィールドチェックも実施しております。これらの活動の中で、基本理念の決定、重点整備地区の拡大や生活関連施設・経路の見直し、心のバリアフリーを含めたソフト施策について検討を進めました。

今期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施時期の延期や開催方法の変更などもございましたが、こうした状況下におきましても、委員の皆様には十分な議論をしていただきました。

本日の第2回の全体会議においては、これらの部会での検討内容を確認し、審議していただきます。

事務局からの説明は以上となります。

○石橋会長 それでは、早速、議題に入っていきたいと思います。

皆さん、お手元の資料をご覧になっていると思いますが、本日の議題は3題ございます。少し時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力いただけたらと思います。

まず、議題（1）の公共的施設のバリアフリー部会についてです。

公共的施設のバリアフリー部会では、3月11日にバリアフリーチェックを実施しました。また、第10期に引き続き、整備事例集を作成しています。これらについて、部会で交わされたご意見を事務局がまとめておりますので、まずは、資料に基づき、事務局からご報告していただき、その後、本日は浅香部会長がご欠席ですので、東副部会長からコメントをお願いしたいと思います。

それでは、バリアフリーチェックの実施結果について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 私から、バリアフリーチェックの実施状況についてご説明いたします。

資料は、資料２－１、資料２－２になります。

まず、バリアフリーチェックシステムについてご説明いたします。

バリアフリーチェックシステムとは、札幌市が施設を建てる際に、条例で定められた整備基準を上回る、よりバリアフリー化された施設になるように、設計段階や施工段階で高齢の方や障がいのある方に図面や現地をチェックしていただき、いただいたご意見を施設整備に生かしていく取組のことであります。

今期、第１１期で実施したのは、モエレ沼公園内の野球場です。軟式野球場から硬式野球場への建て替えに当たり、今年３月に基本設計の段階で実施いたしました。

改修後の施設は２階建てになります。１階は選手や運営関係者が使用するエリア、２階は観客が利用するエリアです。防火上の観点から、１階の運営エリアと２階の観客エリアは区画された設計になっておりますため、外部から２階の観客スタンドに行く場合は、１階エリアは通らないよう、出入口が外部から２階に直接つながっております。

それでは、資料２－１の１ページ目をご覧ください。

２階部分の観客エリアの施設整備をイメージしていただくため、上半分に平面図、下半分に使用設備の概要を記載しております。

屋外観客スタンドは、今回の改修で、現在の約２５０席から約４、０００席になります。このうち、車椅子席は、平面図のピンク色の囲み部分の３か所で合計４１席となっており、中央に５席、１塁側と３塁側のそれぞれに１８席ずつ設けられています。

トイレについては、今はバリアフリースイートイレと言いますが、多目的トイレが１か所ありまして、個室ブースの設備としては、便房横の手すりが左右両側についているほか、オストメイト対応の手洗い器がございます。また、１塁側、３塁側の男性用、女性用の一般用トイレには、車椅子の方も使える広めの個室がそれぞれ１か所ずつ、合計４か所ございます。

なお、施設に近い駐車場には、２台分の車椅子利用者専用スペースがございます。

ページをおめくりいただきまして、２ページ目からはバリアフリーチェックの実施結果概要となります。いただいたご意見とそれに対する担当部局の考え方を記載しておりますが、本日は、お時間の関係上、複数のご意見をいただいた主な設備についてご紹介いたします。

まず、トイレについては、一般用トイレ内の車椅子対応ブースについて、カテゴリー利用者に配慮した手洗い場や、ユニバーサルベッドと呼ばれている大きなベッドなどの設備面への要望、トイレ機能の分散化などについてご意見をいただきました。これらは、実施設計の中で検討するとの回答をいただいております。

エレベーターについては、２基以上を設置してほしいというご要望や、エレベーターの移動経路などについてご意見をいただきましたが、予算やスペースなどの制約があり、対

応が難しい旨の回答がなされています。

駐車場については、車椅子利用者専用駐車スペースの台数を増やすよう要望をいただき、今後、担当部局で検討することになっております。

また、観覧席については、本人やご家族などが周りの目を気にせずに観覧を楽しむことができるよう、多様な利用者に配慮して、区画された観覧席を設置してはどうかといったご意見や、ほかの観客と同様、複数の位置や価格設定の中から選択できるように、エレベーターの位置などを考慮しながら、可能な範囲で車椅子利用者用スペースを分散して配置してはどうかといったご意見、また、避難のしやすさや選手目線での観戦といった観点から1階へ観覧席を設置してはどうかなど、様々な貴重なご意見をいただきました。これらについては、防火上、また、予算や施設の規模から対応が難しいと回答されています。

今回は、基本設計という早い段階でバリアフリーチェックを実施いたしました。また、いただいたご意見に対しては、事情により難しいとの見解が示されているものもありますが、おおむね、ご意見やご要望を受け止め、実施設計の段階で検討していくとの前向きな回答がなされています。

コロナ禍により、現時点では今後のスケジュールが決まっておりますが、引き続き、本会へ進捗状況等をご報告できればと思っております。

バリアフリーチェックについての説明は以上となります。

○石橋会長 それでは、先ほど、急遽お願いしましたけれども、東副部会長、部会の審議の中で特に課題として挙げた点や、部会長のコメント等がもしございましたら、よろしくお願いたします。

○東委員 たくさんご意見をいただいたのですが、いろいろな事情で実現がなかなか難しいというのが大半で、ちょっとがっかりしましたし、基本設計段階で、まだ詳しい図面もない中ではありましたが、詳細について意見を述べたいことがたくさんありました。

また、予算上、管理上の部分でいろいろ制約があるという回答だったのですが、そこももう少し工夫を加えて、より検討していただければなというのが本音の意見です。

○石橋会長 実は、私も拝見したのですけれども、提供いただいた図面が野球場というふだん行き慣れていない空間であることから、なかなか分かりにくいところがあるなど感じましたし、多分、ほかの委員の方もそう思われたのではないかと思っています。これは致し方ないと思いますが、これがどういうふうになるのかということについて、理解がなかなか難しいところがあったかなというのが私も本音ベースでありました。

この部会の方でも結構ですし、今日ご参加いただいている方からでも結構ですので、ほかにご意見があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。遠慮なくお願いします。

○越智委員 質問です。

観覧席は車椅子利用者が選べるように配置してほしいという意見が出されていて、これに対して、実施設計の中で検討いたしますという回答がされていますが、この野球場の座

席は、多分、円山球場のような板敷きですよ。つまり、座席が折り畳めるパターンではなく、全て固定されているのです。

言いたいことは、いわゆる車椅子が利用できる席というのは、一定の場所に固定化されて配置されているのが一般的だと思うのです。それは、例えば、K i t a r a もそうですし、どこでもそうと言えはそうなのですけれども、将来的な問題としては、車椅子利用者の方はこの場所ですよというよりも、やはり好きな場所を選べるという施設のつくり方が望まれるのだらうと思うのです。

ただ、現実的に対応が極めて難しい部分があるので、例えば、車椅子利用者の方の場所を何ぼかつくって、いわゆるバリアフリーの対応をしていますというのが今の段階なのかもしれませんが、将来的には、利用者がどこでも好きな場所に車椅子を設置できる方向性というのも、課題として認識したほうがいいのかという意見です。

○石橋会長 これは小さい図面ですから、なかなかイメージしにくいと思います。今日はスポーツ局の方にもご出席いただいておりますので、どういう車椅子席なのかについて、分かる範囲での簡単なお説明と、先ほどいただいたご意見にコメントがあれば、よろしくお願ひいたします。

○事務局（廣瀬施設係長） スポーツ部施設係長の廣瀬と申します。

まず、野球場の一般席については、まだはっきりとした検討はしていませんが、円山球場や麻生球場と同様に、跳ね上げるという形ではなく、階段状のスタンドにベンチが固定して設置されており、そこにお座りいただくことを考えております。

車椅子席については、目線のサイトラインに配慮し、エレベーターからアプローチしやすいところに設ける考えで進めております。

○石橋会長 車椅子席のサイトラインについてはなかなか難しいので、図面を示しながらお話しできたらいいなと思いますが、要するに、車椅子に座った方が球場を見下ろしたときに、車椅子席の前の方が立ち上がっても球場が見えるように、少し前にせり出したような形で座席を整備することになっております。

本来ならば、ここが車椅子席ですよと定めるのではなく、かなり自由に選べる形が一番いいのかもしれませんが、今回は限られたスペースの中で整備しないといけないため、車椅子席をなるべく分散して配置する形に落ち着いたという経緯なのかなと私は勝手に拝察しているのですが、越智委員のお考えにも同意できる場所が多くあります。

そういう考えでよろしいですよ。

○事務局（廣瀬施設係長） おっしゃるとおりでございます。

○石橋会長 私は札幌市の肩を持つつもりはないですけれども、越智委員、よろしいでしょうか。

○越智委員 分かりました。

○石橋会長 ここはどうなっているのかという素朴な疑問でも結構ですので、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 それでは、引き続き、こういう形で検討しながら進めていただければと思います。

続きまして、エレベーターの整備事例集の案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 続きまして、エレベーターの整備事例集についてご報告いたします。

今期から委員になられた方や基本構想部会の方もいらっしゃいますので、整備事例集を作成することになった経緯について簡単にご説明させていただきます。

前期の第10期の公共的施設のバリアフリー部会において、過去のバリアフリーチェックで出された意見が活かされていないのではないかとのご意見が課題として出されました。確かに予算などの大きな制約はございますが、市有施設については、民間施設に率先して条例の基準を上回る整備が求められているということを意識できていない現状が少なからずございます。そのため、設計段階のバリアフリーチェックでせっかくご意見をいただきましたとしても、十分に反映できず、同じご指摘を受けることにつながっておりました。

その改善策の一つが、目に見える形でマニュアル化すること、つまり整備ごとの事例集を作成することでした。各部局が施設整備を計画する初期の段階で、当事者が何を望んでいるのかを把握し、それを十分に意識した計画を立てることがバリアフリーチェックの実効性を高めることにつながるのではないかと考えました。

そこで、第10期では、その第1弾として、特に外出時に不可欠なトイレについての事例集を作成しております。今期の第11期では、バリアフリーチェックでのご意見がトイレに次いで多く、また、障がいのある方などの安全な上下の移動に不可欠なエレベーターについて事例集を作成することにいたしました。

資料2-3のカラー印刷のものがエレベーター整備事例集の最終案になります。

事例集の構成は、トイレ事例集と同様にしております。

まずは、市役所内の部局に、条例を上回る当事者目線でのバリアフリー化が必要であること、そのためにバリアフリーチェックがあるということを周知する意味で、1ページ目に札幌市福祉のまちづくり条例とバリアフリーチェックの意義を記載いたしました。

2ページ目の1-3では、この事例集が札幌市としての最大限望ましい整備基準を取りまとめたものであると位置づけ、1-4では、バリアフリーチェックの実施時期や、提案時には写真や映像による資料作成が望ましいことなどについて記載しております。

3ページ以降の内容についてですが、細かい部分は部会でご検討いただいておりますので、ここでは全体の構成と要点のみをご説明いたします。

札幌市福祉のまちづくり条例では、もともと守るべき基準と望ましい基準が示されておりますが、事例集では、この二つの基準に加えて、バリアフリーチェックの意見をさらに望ましい整備として掲載するという構成にしております。守るべき基準を青色、望ましい

基準を緑色、今回追加しているさらに望ましい整備をピンク色で表示しております。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目から5ページ目には参考として図を例示し、6ページ以降は整備基準の一覧となっております。

今回、さらに望ましい整備として掲載した内容を幾つかご紹介いたします。

資料6ページの整備基準一覧の③の出入口幅についてですが、運動施設に設置するエレベーターは、通常よりも大きな競技用車椅子が円滑に利用できるようにするなど、施設の設置目的などに応じて、必要な出入口の幅を確保すること、ページをおめくりいただき、8ページ目の⑨の音声装置については、視覚障がいの方への配慮としまして、エレベーターの籠内だけでなく、乗降ロビーにおいても、エレベーターの場所や操作盤、制御装置などの位置、昇降の方向や扉の開閉などについて、音声などで分かりやすく案内することなどをご意見として記載しております。

なお、このエレベーター事例集についても、今回、ご承認をいただけましたら、施設整備を計画する段階から数値上の基準だけではないバリアフリー整備を意識していけるよう、市有施設を建設する部局に周知する予定でございます。

事務局からの説明は以上となります。

○石橋会長 それでは、東副部会長、先ほどと同様に、部会の審議の中での課題やコメントがございましたら、ご報告をお願いいたします。

○東委員 今回はコロナの影響により書面でのやり取りでしたが、事務局には、いろいろな意見を踏まえて、またさらに付け加えたりというので、何回も行ったり来たりして、大変なお手間を取らせたなと思いました。

また、エレベーターを設置する施設や場所によってニーズが違いますので、それに合わせて、例えば、寸法やスペースに幅を持たせるような表現にすごく気を遣ったと思います。

○石橋会長 ただいま東副部会長からご意見をいただきましたが、部会の皆様やそれ以外の委員の皆様からご意見やご質問等がありましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○沖村委員 いつも意見を聞いていただき、ありがとうございます。

3ページの下から4行目の括弧内のエレベーターについてです。

音声装置が籠の中にある場合は、この限りではありませんということが書かれていますが、籠の中にあってもロビーまで聞こえない場合が結構ありますので、その音量をロビーにも聞こえるようにしていただきたいなというのが私の意見です。

よい例を言いますと、東西線の西18丁目駅の1番出口のところに地上に上がるエレベーターがあります。そこは、エレベーターから離れた通路を右に曲がった角のところまで、扉が開きます、閉まります、上に参りますというのがはっきりと聞こえるのですね。

分かりにくい例としては、地下鉄の改札に入ったところにエレベーターがありまして、籠の中に入ると、扉が閉まりますと言うのですが、それが表には聞こえないのです。確かに、ぽーん、ぴーんという音はありますが、どうしても開いたのかどうか分からなくて、

しばらくぼけっと待っていることもあります。それが外にもはっきりと分かるように音量を大きくしていただくなど、何か方法があると思うので、そのようにしていただけたら助かります。

○石橋会長 ただいまのご指摘については、今回の整備事例集の中のどこに具体的に示されていますでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 事例集の一覧で言いますと、8ページになります。⑨の音声装置のさらに望ましい整備のところに黒ポチが三つありまして、そちらの3番目に記載しております。

○石橋会長 先ほどご紹介いただいたところですね。

○事務局（干場事業計画担当係長） そうです。

○石橋会長 まず、沖村委員からご指摘いただいたことについてですが、整備事例集の中のさらに望ましい整備のところで、今後、参考にして整備していただきたいということをまとめております。一応、こういう形で文言としてまとめておりますので、それをご理解いただきたいと思いますが、それはいかがですか。

○沖村委員 今、お話ししましたように、大抵のところは籠の中にあるので、それが外にも聞こえるようにしていただければということをお願いしたのです。

○石橋会長 さらに望ましい整備として、籠の中に昇降方向及び開閉を知らせる音声装置がついていないときは、ロビーにもつけてくださいよということが書かれていますが、沖村委員のご意見としては、外にも中にもつけてもらいたいということですね。

○沖村委員 そのとおりです。改札のところですので、地下鉄が入ってきたりすると、すぐうるさいですし、人のざわざわした音で聞きにくいことがありますので、別々につけられるのであれば、そのようにしていただけると助かります。

○石橋会長 事務局、今のご意見について、修正は可能でしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 先ほどの説明が不足しておりまして、申し訳ありませんでした。

こちらの8ページに書いておりますことは、実は、沖村委員からのご意見を反映してこのような文言に整理しております。ただ、「この限りではない。」というふうに書かれていると、籠内についていけばつけなくていいというふうにも読めてしまうので、この部分について、どうしてこう書いたのかというところをご説明させていただきたいと思います。

まず、東京都やほかのところのガイドラインをいろいろ探してみますと、両方につけなければならないとなったときに、籠内と乗降ロビーの音声重複してしまって、聞き取りにくいという事例がありました。東京都も、籠内の音声に乗降ロビーにも聞こえる場合についてはつけなくてもいいという意味で、「限りではない。」という書き方をされていまして、それを参考に、私どももその文言を使わせていただいたところです。

ただ、説明が不足していたところもありますので、今お話ししたように、乗降ロビーには案内をきちんとつけるということと、籠内の音声に乗降ロビーでもきちんと聞こえる場

合については、音声が重複してしまうので、両方につけなくてもいいということが分かるように、今後、事例集の修正を考えてみたいと思います。

○石橋会長 沖村委員のご意見を踏まえてご修正いただくということですが、沖村委員、よろしいでしょうか。

○沖村委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ほかにご意見やお気づきの点がありましたら、お受けしたいと思いますが、いかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 時間がありましたら、また後でお受けしたいと思います。

今回提示されましたエレベーター整備事例集については、先ほどいただいたご意見を踏まえて修正させていただくということで、一旦、先に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 それでは、次に進めさせていただきます。

議題(2)は、第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会についてでございます。

これについても部会で様々なご意見をいただきましたので、バリアフリー基本構想の所管部でありますまちづくり政策局総合交通計画部より、その結果をご報告していただき、その後、石田部会長からコメントをいただきたいと考えております。

それでは、ご担当の土田係長、よろしくお願いたします。

○事務局(土田特定交通施設担当係長) まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課の土田と申します。

私から、議題(2)の第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会について報告させていただきます。

資料は、資料3-1と資料3-2になりますが、資料3-1は、今、画面にも出ております説明資料で、資料3-2は、本文をまとめた基本構想(案)となっております。

まず、資料3-1についてですが、事前にお送りしたのから、スライドの追加など、一部修正しておりますので、主に画面を見ながらお聞きいただければと思います。

それでは、部会にて検討しまして、その意見等を踏まえ、基本構想(案)という形でまとまりましたので、その内容について概要を説明していきたいと思います。

まず、基本構想の目的についてですが、札幌市におきましては、令和7年には市民の約3割が高齢者となること、介護認定者、障がいのある方も増加傾向にあること、また、共生社会の実現などを目指して、平成30年度、令和2年度にバリアフリー法が改正されたこと、そのような中で、生活環境や連続した移動環境をハードとソフトの両面から継続して整備、改善、維持していくことが必要であるとしております。

次に、ここではバリアフリー法の経緯について触れております。

最近で言いますと、平成30年11月の改正では、理念規定に共生社会の実現、社会的

障壁の除去が明確化され、令和3年4月の改正では、市町村による心のバリアフリーの推進などが明確化されております。

次に、バリアフリー基本構想において定める主な事項についてですが、一つ目は重点整備地区の位置及び区域、二つ目は生活関連施設及び生活関連経路、三つ目は実施すべき特定事業とされており、今回の基本構想でもこれらを定めております。

次に、札幌市のバリアフリーに関するこれまでの取組となりますが、平成15年に初めて基本構想を策定いたしまして、その後、法改正や社会状況を踏まえ、3回の改定を経て、現在に至っております。今回は下段に書いております第4回目の改定となりまして、これまでの新・札幌市バリアフリー基本構想から、2022札幌市バリアフリー基本構想という名称にいたしました。

今後は、各施設管理者がこれを基にそれぞれ特定事業計画を策定いたしますので、これらを集約、管理した上で、一体的にバリアフリー化を促進してまいりたいと考えております。

次に、第2章の札幌市のバリアフリーに関する現状と課題では、これまでの整備状況を取りまとめております。

まず、移動の際によく利用される旅客施設についてですが、札幌市の地下鉄は、46駅の全てでバリアフリー化の整備が完了しており、現在は、バリアフリールートのあるさらなる充実に向け、エレベーター等を設置しております。

また、JR北海道では、現在、約9割で整備が完了しているという状況です。

次に、移動のときに乗るものである車両等については、各事業者と行政が協力しながらバリアフリー化を推進しており、車両の導入などを行っております。ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーについては、近年、着実に導入が進んできております。

続いて、移動の際に必ず通る道路についてですが、重点整備地区内の生活関連経路については、現在、約8割の整備が完了している状況です。

また、道路の交差点に行くとき必ずぶつかる信号機等についてですが、北海道公安委員会では、主要な生活関連経路にある全ての信号機のバリアフリー化を完了させており、下の写真のような信号機が整備されております。

次に、移動の際には車を使うこともあるかと思いますが、路外駐車場については、札幌市内の特定路外駐車場のうち、約9割がバリアフリー化済みとなっており、下の写真のような車椅子利用者用の駐車スペースが整備されてきております。

続いて、レジャー等で公園に行くこともあるかと思いますが、都市公園についても、トイレや園路、駐車場などを着実に整備しており、園路のバリアフリー化については、写真のように約8割で勾配などが整備されている状況です。

また、移動の目的地となる建築物についてですが、市有建築物は、経路やトイレの整備が着実に進められており、民間建築物は、札幌市において、法令等に基づき、指導や助言を実施しているという状況です。

次に、今回の基本構想の見直しのポイントについて説明いたします。

まず、一つ目は、重点整備地区の追加・拡大です。

今の基本構想では、1日平均利用者数5,000人以上の旅客施設のある地区を対象としておりましたが、国の基本方針が変わり、基準が3,000人以上の施設に引き下げられております。

また、立地適正化計画や地域の特性を踏まえて、今回、路面電車電停地区、八軒地区を新たに追加し、苗穂地区の範囲を駅の北側のエリアも含める形で拡大いたしまして、53地区から55地区に増加しております。

なお、路面電車電停地区については、市の重要なエリアであるにもかかわらず、これまで指定されておりましたが、市電のループ化や基準の引下げなどを機に、このたび追加となる運びとなりました。この地区については、後ほど詳しく説明したいと思います。

次の見直しのポイントは、生活関連施設の更新・対象範囲の拡大・新たな対象の追加になります。

これまでの基本構想では、上にありますとおり、医療施設、福祉施設などの高齢者や障がい者などを対象とした施設としておりましたが、今回の改正では、子育て世代という視点でちあふるですとか、近年の災害の発生状況から避難所にもなり得る公立小・中学校を追加しております。

また、病院や福祉施設だけでなく、スーパーマーケットについても、最近、近くの小さい商店が減ってきていて、遠くの大きいスーパーに行かなければいけないということが増えてきていることから、経路延長の対象範囲を500メートルから1キロメートルに拡大し、駅から離れたスーパーマーケットも経路で結ぶような形としております。

次に、理念と基本方針についてです。

バリアフリー社会を実現するためには、ハード・ソフトの両面の取組が必要でありますことから、今回、部会の中で、下にあります「お互いに思いやり支えあう『行ける』が広がるまちづくり」という理念を定め、それを基に、基本方針を三つ掲げております。「お互いに思いやり支えあう」というのは、右側にありますように、二つ目の心のバリアフリーの推進に結びつきますし、「『行ける』」というの、一つ目のハード整備に係る部分、また、行くことができるに言い換えますと、三つ目の皆さんで協働していくというところに結びつくということです。

次に、重点整備地区と整備の進め方について説明いたします。

まず、生活関連施設と生活関連経路の設定の仕方についてですが、まず、生活関連経路というのは、生活関連施設間を結ぶ路線や、隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路、住宅地から駅などへアクセスする道路となります。

また、経路の範囲としましては、駅等から経路延長1キロメートル程度を対象とする主要な生活関連経路と、駅等から半径500メートル程度を対象とするその他の生活関連経路ということで、施設の用途などによって二つに分類しております。

また、経路の条件としましては、冬期の除雪を考慮しまして、有効幅員は原則2メートル以上を対象としております。

次に、少し見づらいのですが、今回追加した路面電車電停地区の図面を示しております。電車通りが口の字型にありまして、その周りに施設が広く点在しているという状況です。また、それに加えまして、今回は、二つの支援学校も経路で結ぶこととなります。

また、電車通りであります西7丁目通は、歩道のバリアフリー化を伴う道路の拡幅工事が行われるなど、バリアフリー化に関する機運が高まっているエリアであることから追加しております。

このように、今回、124か所を追加したことによりまして、生活関連施設は、114%増の1,032か所となっております。今回の改定で追加した主な施設としては、ちあふるなどで8か所、公立小・中学校が76校、スーパーマーケットが24店舗となります。

また、右のグラフは生活関連経路延長の変化を示しておりますが、今回、62キロメートルが追加され、約123%増の325キロメートルとなっております。

次に、各施設の整備の考え方を取りまとめております。

まず、旅客施設ですが、地下鉄については、エレベーター等の設置により、バリアフリールートのさらなる充実を図り、トイレについては、洋式化とオストメイト設備の機能分散などを行っていく予定です。

また、JR駅については、篠路駅、上野幌駅、発寒中央駅で段差解消の検討を行い、路面電車停留場は、道路拡幅事業に併せた乗降場幅の拡幅とかさ上げ、スロープ設置などを行ってまいります。

さらに、バスターミナルについては、円山や北24条のバスターミナルのトイレのバリアフリー化などの検討を行ってまいります。

次に、車両については、これまでと同様に、各事業者と行政が協力しながら、下の写真のようなバリアフリー化された車両の導入を進めてまいります。

また、道路については、写真のように、相当延長がある経路を整備していくこととなりますので、優先度をつけて主要な生活関連経路から進めていくことや、効率的に進めるために道路拡幅事業などと同時にいうという考え方を示しております。

さらには、同じく道路の中で、フィールドチェックの際に議論したのですが、生活関連経路の中には、狭かったり、大きな道路と交差していたりという危ない道路も少なからずありますので、それらにどう対応していくかということで、可能な範囲で点字ブロックや注意喚起看板を設置するというをまとめております。

次に、信号機等についてですが、主要な生活関連経路に設置されている全ての信号機について、2025年度までに青時間を確保する機能や青時間の経過時間を示す機能等を整備していく予定です。

また、路外駐車場については、これまでと同様に、事業者への協力を要請し、推進していくこと、また、都市公園についても、これまでと同様に整備していきますが、主に、主

要公園、特に観光客の多い中島公園などでは、トイレのバリアフリー化の100%を目指して進めてまいります。

次に、建築物については、引き続き、市有施設を整備していくことに加え、学校施設については、段差解消や避難所となることも踏まえた多目的トイレの適切な場所への設置、要配慮児童生徒が在籍する学校へのエレベーターの設置について、令和7年度末までに重点的な整備を検討してまいります。

また、民間建築物については、条例や法令等に基づく助言・指導を行うほか、後ほど説明があると思いますが、財政的支援をするとともに、より効果的に進めるための促進策などについても検討を実施してまいります。

次に、これらの整備に係る留意事項として四つを掲げております。一つ目は、連続性が確保されたバリアフリー化を行うため、施設管理者間で連携を図りながら事業を促進していくこと、二つ目は、重点整備地区以外の整備においても、バリアフリーの視点を持ち、可能な限りバリアフリー化に取り組むこと、三つ目は、バリアフリー整備を行う際には、障がいのある方や高齢者などの意見を反映するよう努めること、四つ目は、冬期において、歩道除雪やつるつる路面对策、断熱マンホール蓋の設置などを実施していくこととしております。

次に、ソフト施策によるバリアフリーの充実についてです。

今回の法改正に伴い、児童生徒、学生の理解を深めるための教育活動や、住民、その他の関係者の理解促進のための啓発活動に関する事業など、主に心のバリアフリーに関するソフト施策などを教育啓発特定事業として位置づけております。これらについても、次の議題で説明があるかと思えます。

最後に、第5章では、バリアフリー化の促進に向けた取組ということで、ユニバーサル社会に向けた取組の方向性についての説明や、冬季オリンピック・パラリンピックの招致と連携し、バリアフリー化を推進していくこと、また、スパイラルアップということで、当事者参加の下で検討し、段階的かつ継続的な発展を図ること、おおむね5年ごとに事業の実施状況の調査や分析、評価を実施していくことなどを示しております。

今回、このような形で基本構想（案）がまとまりました。

説明は以上になります。

○石橋会長 少しボリュームな内容でしたが、コンパクトに説明していただきました。

それでは、石田部会長から、部会の審議の中で議論になった点や、コメントがございましたら、お願いしたいと思います。

○石田委員 今、土田係長から詳細に説明していただいたので、僕からは、コメントと私見を含めて、簡単にお伝えしたいと思います。

今回の基本構想の改定に当たっては、簡単に言うと、まず、重点整備地区を拡大しております。先ほど説明がありましたように、路面電車電停地区と八軒地区の2地区を加え、それに併せて、生活関連施設、生活関連経路がどこなのかというのを設定していく作業が

ありました。もう一つは、生活関連施設自体の対象が拡大しております。先ほど説明しましたけれども、子育て支援センターや公立小・中学校なども追加してくださいという依頼を受けて、実際に見直しを行っております。今回の基本構想の中では、この大きく2点について全て見直しを図っております。

それ以外に関しては、地下鉄駅のエレベーターについて、今、全てに設置されていますが、それを複数化してバリアフリーを充実させましょうという動きや、学校施設の多目的トイレの設置も令和7年度末までに実施していこうという内容を記載しております。

さらに、心のバリアフリーについてですが、今までは、特定事業で整備を進める場合は、ハード事業を割り当てて整備を推進していたのですけれども、ソフト事業に関しても、漢字が並んでいて分かりにくい言葉ですが、教育啓発特定事業として、教育や学びの場にバリアフリーとユニバーサルデザインという言葉をしっかり浸透させながら生活できる社会をつくっていきましょうという動きを、今後、特定事業計画で行う道路や駅を整備するのと同じぐらい重要性をもって位置づけてやっていきましょうと記載しています。

会議では、毎回、いろいろな意見が出ていましたが、僕個人として少し惜しかったなと感じたのは、札幌は3か月、4か月にわたって雪が積もりますよね。ただ、その部分に関しては、1ページにも満たない文章で終わってしまっているのです。札幌市自体には、もちろん雪対策や除雪の計画がしっかりあるので、それとうまく連動したものを情報として載せてもよかったのかなというのが反省点としてあります。

バリアフリーを完璧にしましょうというのは無理なのかもしれませんが、今後、また基本構想を改定するときには、雪とどう向き合っていくかという姿勢を盛り込んでもいいのかなと感じておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

○石橋会長 大変時間をかけてご議論されたとお聞きしております。同じ部会の委員の方やそれ以外の委員の方からご質問やご意見等があれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○越智委員 今、石田委員からまとめのご説明がありましたが、私も部会に入って検討していた一員でありますので、今後の課題的なことについて何点かお話しさせていただきます。

私自身が思っていることは、札幌市が福祉のまちづくりという事業を始めたのは、多分、1975年に国の身体障害者福祉モデル都市事業の指定を受けてからだと思うのです。その後、約20年たって福まち条例ができました。さらにまた、約20年たって、2021年、今現在を迎えているわけです。札幌市には40年ぐらい福祉のまちづくりの歴史があるわけですが、例えば、福まち条例というのは一つの画期的な条例制定だったと思うのです。そして、福祉のまちづくりが体系的に進められたのは、やはりそれからだと思います。

そして、そのとき、どんな状況だったかということ、例えば、ノンステップバスが1路線だけ走っていたような時代です。あとは、今は地下鉄の駅は全てエレベーターなり身障者用のトイレが整備されておりますけれども、当時は東西線の何ぼかの駅で整備が始まった

ような状況でした。また、歩道の視聴覚関係のブロックの設置も、地区センターや主要な公共施設の周辺について始まっていたような時代だったと思うのです。

それから20年たって、こういった構想をまとめる段階になって、はるかに整備が進んでいます。この社会資本整備のバリアフリーチェックという方法も入れて、進め方というのはルール化されていますので、今後はさらにそれを充実化させていく方向であれば、それは、それで、間違いなく、さらにまた利用しやすい施設ができていくのだろうと思うのです。

そういった状況下において、大きな問題として、一つは、やはり札幌市の自然状況として、どうしても冬があります。冬期における道路のバリアフリーということは、解決すべきこれからの課題です。

それから、これはもしかしたら永遠の課題かもしれませんが、結局は心のバリアフリー化をどういう形で進めていくかというのは、やはり大きな課題として残るのです。今現在も、さらに追及していくことになると思います。

それで、これは個人の意見ですが、大きく言ってしまえば、例えば、今、学校教育の中で、いわゆる障がいを持った子ども方との分離教育という形でやっています。やはり、それは、将来的には、地域に住んでいるのであれば、地域の学校に通って必要な教育、障がい教育も受けられるような仕組みをつくるべきではないかと一つ感じています。

そして、前に新聞に載っていたのですが、例えば、乙武さんも、一様ではない障がい者、理解は進まぬまま教育の場で接点をとく、それから、れいわ新選組の木村英子議員も、この方は赤ちゃんのときに歩行器から転落してけがされたということで、やはり子どものときから、施設で公園で、私も浴び続けた排除の視線というような状況にあったということを書かれているのです。

また、札幌は無人駅があまりないので感じませんが、本州であれば、国鉄に限らず、私鉄でも無人駅があって、車椅子利用の方がその駅を利用するときはどうするのだというのが一つ大きな問題になっていると思います。そして、それがわがままだという意見もあるようなのです。

私は今日も見たのですけれども、札幌市であれば、車椅子の方が地下鉄駅に来られたときに、駅員がスロープをつけてあげて介助をします。そして、降りる駅でも、また駅員がスロープを持って待っていて、降りてこられたら介助をしております。それは駅員がいるからできるということもあるのですが、本州に行くと、無人駅だから介助する人がいない場合はどうするのだというのが現実にも出ていますよね。これはすぐには解決できないことかもしれませんが、札幌市においても似たようなことが大きな課題として出てくる可能性があると思うので、これからはその辺を見込んで対応していかないと駄目なのではないかと感じております。

さらには、そういったことを進める場合、札幌市は行政ですから、今現在、事務局をやられている方たちも含めて、札幌市の職員の皆さんには大いに頑張っていただきたいと個

人的には思っています。

社会資本整備でのバリアフリー化というのは、ルールがある程度できたし、今後もそれに乗っかってどんどんやっていけばいいのだろうと思うのです。ただ、みんなが心に持っている心のバリアフリー化をどういう形で達成していくかという大きな問題は、市の職員の皆さんも含めて、私も含めて、一般市民の方、それから、関係業者の方など全部ですけれども、札幌市民であれば、共通のテーマになるのだろうと思います。ですから、心のバリアフリー化を少しでも実効あるものにするためにはどうしたらいいかということは、今後、また構想を立てるときに併せて考えていっていただきたいなと思います。

○石橋会長 越智委員、時間もありますので、簡潔にまとめていただけますか。

○越智委員 ごめんなさい。いずれにしても、札幌市の職員の皆さんには大いに頑張っていたきたいという一つのエールも含めて、お話しさせていただきました。

○石橋会長 今、越智委員からご指摘いただいたことについては、大きく3点あったのかなと思います。1点目は、先ほど石田部会長からもご指摘がありましたが、冬期における取組ですよね。これについては、しっかり取り組んでいただきたいということでした。また、心のバリアフリー化に関してでしょうか。障がいを持つ児童との共生教育みたいなどころを充実させる方向に持っていくべきではないかということです。さらに、無人駅の例も出していただきましたが、これは接遇の話ですよね。この辺についてのお話は、心のバリアフリー化というところにつながるのかもしれませんが、今のご指摘、ご意見について、ご担当の土田係長からコメントがあれば、お願いできますでしょうか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 越智委員、いろいろなご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まず、一つ目の冬期のバリアフリーについては、基本構想の中に、つるつる路面对策や除雪をできるだけやっていくという取組を記載させていただきました。当然ながら、先ほど言われたような課題感というのは我々も認識しておりますので、次の改定に向けてなのかは分かりませんが、引き続き庁内でも共有などしていきながら、できるだけ努めてまいりたいと思います。

また、心のバリアフリーについては、今回、新たに教育啓発特定事業として記載しましたので、関連する部局で取り組んでいくこととなります。小・中学校に対しても、心のバリアフリーの資料の配付や出前講座などを既に行っておりますので、引き続き啓発していくとともに、さらに強化していくことも視野に入れて検討していきたいと思います。

地下鉄の駅員の接遇についても、交通局では既に取り組や研修等を行っておりますので、繰り返しになりますけれども、さらに充実していくことを視野に入れながら、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○事務局（荒木交通施設担当課長） 交通施設担当課長の荒木と申します。

1点補足させていただきます。

石田部会長からもお話がございました冬の取組について、札幌市では、先ほど言いまし

たつるつる路面对策としての砂まきや、マンホールのところどころにどかんと段差ができると歩きづらいということもありますので、穴が開かないように、裏に発泡スチロールを貼った断熱タイプの蓋に交換するなど、小さな取組を重ねながらやっているところですが、皆さんに知っていただくチャンスがなかなかないというのも事実です。

今回作成した基本構想（案）でも、冬の取組はページの半分以下ぐらいにしか載っていないのですが、冬みち事業と言って、地域の皆さんや学校の生徒に除雪について知っていただく活動しておりますので、今、取り組んでいるものも含めて紹介させていただき、さらにそれが冬の心のバリアフリーというものにつながっていくよう、知っていただけるような記述をもう少し追加したいと考えております。

○石橋会長 それでは、ほかに何かございませんか。

時間の関係もありますが、僕からも1点だけございます。

今回、新しく観光施設が対象になったということでしたが、基本構想の中では、観光施設の定義と申しますか、どういったものを対象として想定されているのですか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 今回、札幌市の観光マップに掲載されている施設を対象としておりまして、具体的には、時計台やテレビ塔、二条市場、中央卸売市場などとなっております。

○石橋会長 資料にまだ十分目を通し切れていないのですが、そちらの具体名は、基本構想の資料3-2の中に入っているのですか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 具体名を一覧で示したものではありませんが、重点整備地区の図面の中に記載されているものもあります。ただ、分かりづらい部分もあるので、見やすさも含めて検討したいと思います。

○石橋会長 札幌はこれから観光が非常に重要な産業として位置づけられると思いますので、その辺についても、可能な範囲で取り組んでいきますということを明示したほうがよりアピールになるのかなと思いました。

ずっと黙っておられるのですが、橋本副会長、何かコメントがあれば、一言だけでもいただければと思います。

○橋本副会長 1点、心のバリアフリーについて申し上げたいと思っております。

部会でも、出前講座等のことや、学校なり、会社、企業等のところで、実施回数も含めて、設置目標を上げていただきたいと申し上げたのですが、実際に開催されているということと、今回の資料にも入っていたように、ガイドもつくられているということですから、こちらをしっかりと進めていただきたいという意見を述べさせていただければなと思います。

○石橋会長 今、橋本副会長のお話を伺って、実際の事業化についても、具体的に着実に進めていく予定があると理解したので、ぜひ私からもそういう形でお願いしたいと思います。

内容がボリュームミナ割には、十分に時間を取れていないのですが、本件について、ほかにご意見はございませんか。

○沖村委員 19ページの4-4-1の地下鉄の項目のところで確認させていただきたいことがあります。

今後、南北線、東西線に新車両が導入されるということで、カラーユニバーサルデザイン認証のフルカラーLED表示器というのが案内表示に使われるそうです。それは、三、四年ぐらい前に東西線、南北線に入った、あの見やすい表示のことなのでしょうか。ちょっと分からないので、確認させていただきたいなと思います。

○石橋会長 この箇所についてご説明をお願いできますか。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） この言葉だけだと分かりにくいと思いますし、説明も口ではなかなか伝えにくいと思いますので、後ほど、具体的なものをお示しして、委員の皆様にご覧いただくものでありますよということで共有したいと思います。

○沖村委員 分かりました。ありがとうございます。

○石橋会長 このことについては、後で委員の皆様方に補足の説明をお願いいたします。ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 この案について、今後の流れ的には、パブリックコメントを経て、さらに内容を少し整理して、最終的にどうなったのかということについては、次の推進会議委員に報告が上がる予定となっておりますので、お見知りおきいただきたいなと思います。

それでは、最後に、議題（3）の福祉のまちづくり推進のための取組について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 私から、今期中に新たに始めた福祉のまちづくり推進のための三つの取組について、資料4に基づき、概略のみをご報告させていただきます。

資料では、心のバリアフリーの普及啓発といったソフト面の取組を二つと、ハード面の取組を一つ記載しております。

取組の一つ目は、一番上の四角囲みのガイドブックの作成・配布のうち、白丸の三つ目の中学生用の心のバリアフリーガイドの作成と配付でございます。

本件については、昨年11月末に委員の皆様へ書面によりお諮りした内容でございますが、本日、改めてご報告させていただくとともに、完成版のガイドブックを参考資料としてお配りしております。

今回、中学生用を作成するきっかけとなりましたのは、令和3年度から中学校の学習指導要領が改訂されることから、札幌市教育委員会へ中学校でのガイドブックの活用について相談したところ、中学3年生の社会科の公民的分野の平等権のところでは障がい者理解やバリアフリーについて触れるので、生徒用の参考資料として、あるいは、教員用の指導資料として活用できるのではないかと話になりました。

当初は既存のガイドブックを配付する予定でしたが、今後の学校における様々な場面での活用を見据え、札幌市教育委員会の助言などに基づき、心のバリアフリーガイドをベースに振り仮名を付したり、レイアウト変更によりボリュームを抑えるなどして、中学生用

を作成いたしました。

今年4月から市内の市立、私立の中学3学年の全生徒に配付いたしまして、この取組は来年度以降も継続していく予定でございます。

2点目は、令和2年度から開始した心のバリアフリー研修の実施です。

研修の内容は、障がいのある方や高齢の方にとって、どのようなことがバリア、障壁になるのかを理解した上で、どのような配慮が必要かを知り、バリアフリー実践に向けて、具体の声かけの方法などを学ぶこととしております。

市民の方向けと企業の方向けで分けておりまして、令和3年度については、市民向けの研修では、障がいに応じた困り事や障害者差別解消法でいうところの合理的配慮の提供方法について学び、企業向け研修では、市民向け研修の内容に加え、障がい者雇用についても触れる内容になっております。

事業を開始した昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、急遽、実施方法を参集形式からオンライン形式に切り替えました。このため、実施時期の大幅な遅れや周知不足などもございましたが、最終的には全5回の研修で140名の方に受講していただきました。特に、企業向け研修は、当初想定60名のところ、67名の方に参加していただいております。令和3年度も引き続き、オンラインによる開催とし、受講者数の一層の拡大を目指して、広報周知にも力を入れております。

また、昨年度の実施結果などを踏まえまして、企業向け研修の回数を2回から4回に増やしましたほか、職場内研修としてもご活用いただけるよう、企業単位での受講申込み枠も設けるなど、運用面での工夫も行っているところでございます。

8月から受講の申込み受付を開始しておりまして、市民向け、企業向けの全7回を10月に行う予定でございます。

最後に、札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業についてご説明いたします。

札幌市福祉のまちづくり条例では、福祉のまちづくりを推進するため、札幌市は必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとされています。これに基づき、平成12年から融資制度を実施してまいりましたが、低金利などを背景に、新規利用がない状況が続いておりましたことから、融資制度に代わる財政的支援策を検討するため、令和元年度から2年度にかけて当事者や民間事業者への聞き取り調査などを行いまして、その結果を踏まえ、令和3年度からこの事業を開始しております。

本日は、お時間の関係上、事業内容の詳細な説明は控えさせていただきますが、札幌市の上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンの中期実施計画のアクションプランに位置づけられる事業として、心のバリアフリーの推進と公共的施設のバリアフリー化に向けて、今後、数年間、継続していく予定でございます。

事務局からの説明は以上となります。

○石橋会長 ただいまのご説明について、ご質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池田委員 中学生のバリアフリーガイドについては、社会科の授業で必要だということですが、社会科の授業で確実にやっていただけるのでしょうか。こういうガイドブックをただもらっても読まないと思うので、先生からきちんと説明していただけたらいいなと思っています。

○石橋会長 作成したバリアフリーガイドの実効性に関するご質問ですが、事務局からお答えできるのであれば、お願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 現段階では、社会科の授業でこのガイドブックを使うというところまで話が進んでおりませんので、参考資料として使うかどうかについては、各学校の判断となります。ただ、ご指摘をいただきましたとおり、配って終わるということにならないよう、その部分も教育委員会の先生方とお話ししております。

詳細な説明はできないのですが、現在、教育委員会でやっている人権教育推進事業ではモデル校が、心のバリアフリーに関する資料を使った授業、モデル授業をつくるという事業を行っています。

このモデル授業の中で、バリアフリーガイドを使って先生がお話ししていくという授業をパッケージ化し、出来上がったら札幌市内の全部の小学校、中学校で共有することになっておりますので、今後、ガイドブックも含めて使っていただける機会があるのではないかと考えております。

また、ガイドブックについては、昨年度から小学校4年生にわかりやすい版を配っているのですが、小学校4年生の授業で出前講座を使いたいという依頼が来ておりますので、今後、出前講座なども含めて、普及啓発に努めてまいりたいと思います。

○石橋会長 今の内容についてご了解いただけましたでしょうか。

○池田委員 分かりました。なるべく早くやっていただきたいと思います。

○石橋会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 これで議題は一通り終わりましたが、全体を通して、聞き漏らしたことがあれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○沖村委員 何度も申し訳ありません。

資料3-2の131ページのアンケートについてです。

各障がい者団体の名前が書かれていますが、残念ながら、盲聾者が所属しています札幌盲ろう者福祉協会が出ていませんでした。視覚だけ、聴覚だけの単独の障がいよりも、重複の障がいを持っている人は、さらに不便なことがありますし、見えにくく聞こえにくい、または、聞こえない人でも、一人で仕事に行ったり出かけたりすることもありますので、今後、このような調査があるのでしたら、ぜひ札幌盲ろう者福祉協会も加えていただきたいというお願いでした。今回、NPOの法人格も取りましたので、よろしく願います。

○石橋会長 今後、こういうアンケートがありましたら、ぜひ対象団体として加えていた

だきたいというご要望としてお受けしたいと思しますので、事務局はご検討をお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 それでは、今回の議事のまとめになりますが、バリアフリーチェックに関しましては、引き続き、担当部局と実施時期などについて調整しながら、実効性のあるシステムにしていきたいと思っております。

また、整備事例集については、今回、エレベーターの特集になっておりますが、先ほどいただいたご意見を踏まえ、修正をしていただいた上で、今後、市の施設を整備する担当部局に周知をお願いいたします。

そして、バリアフリー基本構想については、先ほども申し上げましたとおり、若干の補足をさせていただいた上で、担当部局の中で着実に進めていただけたらいいのかなと思っております。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

本当は皆様と顔を突き合わせて意見交換をしたかったのですが、昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症が蔓延している中で、そういったことがなかなかできなかったわけでございます。大変ご苦勞がある中でも様々なご意見をいただき、無事に議事を進めることができたことについて、改めて御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 石橋会長、会議の進行をありがとうございました。

それでは、第11期第2回福祉のまちづくり推進会議は、以上で閉会とさせていただきます。

2年間、活発なご議論をいただき、ありがとうございました。

なお、10分程度の休憩の後、15時50分より次期推進会議の公募委員選考委員会を開催いたしますので、石橋会長、橋本副会長、石田部会長におかれましては、引き続きよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

3. 閉 会

○石橋会長 それでは、これをもって推進会議を閉じたいと思っております。

皆様、どうもありがとうございました。

以 上